

I はじめに

1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実が求められています。

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害も含めた、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものでもあります。

特別支援教育を推進することは、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基盤となります。こうした共生社会の実現に向けて、特別支援教育の推進はますます重要となっています。

【インクルーシブ教育システムについて】

「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(参考) 中央教育審議会初等中等教育分科会報告 (H24.7.23)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)」

2 障害のある子どもの就学についての考え方

平成24年7月、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の提言がなされ、その中で、障害のある子どもの就学先の決定については「就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」と示されました。

これを受け、平成25年学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の際には、「市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」と示されました。

本市においては、この方針を踏まえ、「第5次越谷市障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現に向け、就学前教育・保育の充実、学校教育の充実を推進し、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指しております。

就学についての流れや仕組みについては、障害のある子どもの乳児期から幼児期にかけて、福祉と連携した専門的な教育相談や支援ができる体制づくりを推進するとともに、就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、その障害を早期に把握し、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行う中で、その発達に応じた必要な支援を行うとともに、保護者に就学等についての情報を提供してまいります。

これらを通して、就学に関する相談の中で、子ども一人ひとりにとってよりよい学びの場とそのための支援の在り方等について、保護者に十分に情報を提供し、保護者の意見を最大限尊重しながら共に検討してまいります。

